立川市
Tachikawa City

## あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

**令和８年度労働報酬下限額**

**工事**

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

立川市
Tachikawa City

あなたの賃金をご確認ください

この仕事に従事する方の賃金には、立川市公契約条例で定める市独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が適用されます。

令和８年度労働報酬下限額

工事

（例）普通作業員　１時間あたり　2,869 円
その他の職種についてはホームページで確認してください

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索

この現場で働く皆さまへ

**あなたの賃金が立川市の労働報酬下限額を下回る場合は申出をすることができます。**

申出先

■雇用主・元請業者

■立川市公契約条例相談ダイヤル

０４２－５２３－０５９９

雇用主は申出により解雇等の不利益な取り扱いをすることができません。

詳しくはホームページへ

立川市公契約条例　検索